

令和2年3月5日

保護者 各位

多摩市子ども青少年部児童青少年課

退所届やモアサービス辞退届の扱いについて

令和2年3月9日から3月15日の開所時間の変更に伴い、3月の在籍と延長育成（以下、モアサービスという。）のご利用についてお知らせします。

現在は、学童クラブの2月末退所とモアサービス2月末辞退の届け出について、3月5日を締め切りとして受付けています。しかしながら、今回の開所時間の変更に伴い、退所の意向やモアサービスの利用予定に変更が生じる場合は、以下のとおり再度手続きが必要となりますので、ご対応のほどよろしくお願いたします。

【2月末で学童クラブを退所したい方】

2月末退所の退所届の締切は、3月5日（木）から**3月9日（月）**に変更します。ただし、3月に1日も学童クラブへ出席があった場合は、この対応の対象外とします。

なお、退所届は各学童クラブまたは児童青少年課で入手できます。多摩市公式ホームページにも掲載されていますので、ご活用ください。

退所届の提出に関しては、郵送が出来ませんので各学童クラブまたは児童青少年課まで提出をお願いいたします。また、インターネットが利用できる環境であれば、電子申請サービスもご利用いただけます。その場合は、多摩市公式ホームページのサイト内検索（トップページ上部）にて「インターネット手続き」を検索していただき、操作マニュアルに沿って手続きをお願いします。

※来年度4月以降の申請をされている方へ

学童クラブは単年度管理のため、今回2月末の退所手続きをしても来年度の入所決定に影響はありません。

【2月末で月額モアサービスを辞退したい方】

月額モアサービスの2月末辞退届の締切は、3月5日（木）から**3月9日（月）**に変更します。

なお、辞退届に関しては、各学童クラブまたは児童青少年課で入手できます。多摩市公式ホームページにも掲載されていますので、ご活用ください。

辞退届の提出は、郵送が出来ませんので、各学童クラブへ提出をお願いします。

【2月末退所の退所届を提出したけれど、その退所届を取り下げたい方】

【月額モアサービスの利用を2月末で辞退届を提出したけれど、その辞退届を取り下げたい方】

2月末の退所届または辞退届の取下げの意向がある方は、**3月9日（月）**までに各学童クラブまたは児童青少年課へご連絡ください。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課児童係

TEL：042-338-6884

FAX：042-372-7988